

インフルエンザ予防接種について



《インフルエンザとは?》

インフルエンザとはインフルエンザウイルスに感染することにより起こります。インフルエンザウイルスに感染した人がせきをすることで飛んだ、ウイルスを別の人が口や鼻から吸い込んでしまいウイルスが体内に入り込むと感染します。さらに、せきを手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、ドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがあり、その場所に別の人が手で触れ、さらにその手で鼻、口に再び触れることにより、粘膜などを通じてウイルスが体内に入り感染します。

インフルエンザの症状は、38℃以上の発熱やせき、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状です。普通の風邪に比べ、全身症状が強いのが特徴です。

1 インフルエンザの予防について

予防の基本は流行前に予防接種を受けることです。

感染経路を断つことも重要です。人が多く集まる場所から帰ってきたときには手洗いを心がけましょう。アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。普段からの健康管理も重要です。栄養と睡眠を十分にとり、抵抗力を高めておくこともインフルエンザの発症を防ぐ効果があります。

2 インフルエンザ予防接種の有効性

現行のインフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対にかからないというものではありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。また、流行するウイルスの型も変わるので、毎年、定期的に接種することが望まれます。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常は2～3日で治ります。接種後数日から2週間以内に高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状が現れる報告があります。

非常にまれですが、ショック、呼吸困難、運動障害、意識障害が現れることがあります。

4 接種対象者など

- 65歳以上の人
- 60～64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人

しかし、予防接種を受けることは義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。接種を受けるご本人が、同意書に署名できない場合や正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

5 予防接種を受ける前に

1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、必要性や副反応、健康被害救済制度（裏面）についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分に納得できない場合は接種を受けないでください。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を担当医に伝えてください。

2) 予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱のある人。一般的に体温が 37.5℃ 以上の場合を示します。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- (3) インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー※を起こしたことが明らかな人。
※アナフィラキシーとは、接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。
発汗、顔が腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き血圧が下がっていく激しい全身反応。
- (4) 以前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2 日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わす異常の見られた人。
- (5) その他、(1)～(4)に入らなくても医師が接種不相当と判断した時。

3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなければならない人

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する人。
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人。
- (3) 過去にけいれんの既往のある人。
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人。
- (5) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人。
- (6) 本剤の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある人。

4) 予防接種を受けた後の一般注意事項

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

6 予防接種の自己負担金

町内に住所を有する接種対象者は、自己負担金は 1,500 円です。（対象者 1 人あたり年 1 回のみ）生活保護法による被保護世帯に属する人や市町村税非課税世帯に属する人で、証明書を提出された方は、自己負担額が免除になります。

《予防接種副反応疑い報告制度》

予防接種による健康被害またはその疑いのある患者を診察した場合、医師は次の事項に注意すること。

- ① 患者または家族から詳しく問診し、既往疾患を確実に記載する。
- ② 主要症状について確実に把握し、詳細を記載する。
- ③ 予防接種法に基づく報告基準に該当する臨床症状のあった場合は、直ちに「予防接種後副反応疑い報告書」を用い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告する。なお、健康被害者の個人情報の取扱いには十分注意すること。
- ④ 本制度は予防接種との因果関係の有無に関係なく予防接種後に健康状況の変化をきたした症例について報告を行うものであり、これらの症例の中には、予防接種との関連性が考えられない偶発事象等も含まれているため、後述する「予防接種健康被害救済制度」と直接結びつくものではない。

《予防接種健康被害救済制度》

予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、町長は健康被害に対する給付を行う。給付内容の種類は以下のとおり。

医療費及び 医療手当 (医療手当のみの請求も可)	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用およびその入院通院等に必要な諸経費を支給。(入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に限る。)
障害年金	予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給。
遺族年金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族に支給。
遺族一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。

※ B 類疾病の請求期限

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から 5 年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から 5 年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から 5 年。ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には 2 年。